

平成29年度独立行政法人大学改革支援・学位授与機構学位審査会（第3回）議事要旨

1 日 時 平成29年11月8日（水）14時55分～15時55分

2 場 所 学術総合センター 11階 1112会議室

3 出席者 大芝委員長，影山副委員長
奥田，菊池，越，佐藤，椎原，塚本，中村，奈良，野坂，柳本，吉川の
各委員
(機構側出席者)
福田機構長，岡本理事，森理事，武市研究開発部長
森教授，六車特任教授，齋藤助教
内藤管理部長，八木学位審査課長

4 平成29年度学位審査会（第2回）議事要旨について
確定版として配付された。

5 議 事

(1) 短期大学及び高等専門学校卒業者等に係る学位取得者数について

学位審査課長から，資料2に基づき，平成29年度4月期の短期大学及び高等専門学校卒業者等に係る学士の学位取得者数等について報告があった。

(2) 短期大学及び高等専門学校卒業者等に係る学士の学位授与の審査の付託について

学位審査課長から，資料3-1，3-2，3-3及び3-4に基づき，平成29年度10月期の短期大学及び高等専門学校卒業者等に係る学士の学位授与の申請状況について説明の後，機構長から学位審査会に，学士の学位授与の審査の可否について審査が付託された。

この審査の付託を受け，平成29年度10月期の学士の学位授与の申請について，通例申請分については修得単位の審査及び学修成果・試験の審査を，特例申請分については修得単位の審査及び学修総まとめ科目の履修に関する審査を担当する専門委員会・部会の指定が行われ，当該専門委員会・部会に審査が付託された。

(3) 認定課程修了者に係る学士の学位授与の審査の付託及び審査の結果について，

(4) 認定課程修了者に係る修士の学位授与の審査の結果について

学位審査課長から，資料4-1に基づき，平成29年9月に水産大学校本科を修了した4人に係る学士の学位授与の申請状況について説明の後，機構長から学位審査会に，学士の学位授与の可否について審査が付託された。

続いて，平成29年7月の認定課程修了者に対する修士の学位授与に係る論文の審査及び試験（口頭試問）の結果に関して，学位審査課長から，資料4-2に基づき，各専門委員会・部会における審査結果報告，及びその報告に基づき作成した学位審査会判定案についての説明があり，その後，審査を担当した審査委員から補足説明があった。

それらの説明の後，審査の付託を受けた学士の学位授与の可否及び，修士の学位授与の可否について審査が行われ，学士の申請者4人及び修士の申請者1人が「合格」と判定された。

- (5) 認定課程修了者に係る博士の学位授与の審査の付託について、
(6) 認定課程修了見込者に係る修士、博士の学位授与の審査について

学位審査課長から、資料 5-1 に基づき、平成 29 年 9 月に防衛医科大学校医学教育部医学研究科を修了した 16 人に係る博士の学位授与の申請状況について説明の後、機構長から学位審査会に、博士の学位授与の可否について審査が付託された。

続いて、学位審査課長から、資料 5-2 に基づき、平成 30 年 3 月の認定課程修了見込者のうち、防衛大学校理工学研究科前期課程の 5 人、防衛大学校総合安全保障研究科前期課程の 9 人、水産大学校水産学研究科の 2 人、及び国立看護大学校研究課程部看護学研究科前期課程の 3 人の合計 19 人から、認定課程修了年度における修士の学位授与申請予定の申出が、並びに資料 5-3 に基づき、防衛大学校理工学研究科後期課程の合計 5 人から、認定課程修了年度における博士の学位授与申請予定の申出があった旨の説明があった。

それらの説明の後、審査の付託を受けた平成 29 年 9 月の認定課程修了者に係る博士の学位授与の申請について、論文の審査及び試験（口頭試問）を担当する専門委員会・部会の指定が行われ、当該専門委員会・部会に論文の審査及び試験（口頭試問）が付託されたとともに、認定課程修了見込者に係る修士、博士の学位授与の審査について、審議の結果、修士については 1 月 10 日、博士については 12 月 20 日までに申請があった場合には、1 月から論文の審査及び試験（口頭試問）を実施することが了承された。

- (7) 短期大学の専攻科の認定に係る審査の付託について

学位審査課長から、資料 6 に基づき、平成 29 年 9 月に受け付けた短期大学の専攻科 1 校 2 専攻からの認定申出について説明の後、機構長から学位審査会に、認定の可否について審査が付託された。

この審査の付託を受け、審査を担当する専門委員会・部会の指定が行われ、当該専門委員会・部会に教育課程及び教員組織等の審査が付託された。

- (8) 短期大学の専攻科に係る認定の再審査の付託について

学位審査課長から、資料 7 に基づき、平成 29 年 6 月に受け付けた短期大学の専攻科 1 校 1 専攻からの学則変更の申出について説明の後、機構長から学位審査会に、認定の可否について再審査が付託された。

この再審査の付託を受け、再審査を担当する専門委員会・部会の指定が行われ、当該専門委員会・部会に教育課程及び教員組織等の再審査が付託された。

- (9) 省庁大学校の学士相当課程に係る認定の再審査の付託について

学位審査課長から、資料 8 に基づき、平成 29 年 9 月に受け付けた職業能力開発総合大学校総合課程からの教育課程の改編の申出について説明の後、機構長から学位審査会に、認定の可否について再審査が付託された。

この付託を受け、再審査を担当する専門委員会・部会の指定が行われ、当該専門委員会・部会に教育課程及び教員組織等の再審査が付託された。

- (10) 短期大学及び高等専門学校の特例適用専攻科の変更の届出に係る審査の付託について

学位審査課長から、資料 9 に基づき、短期大学及び高等専門学校の特例適用専攻科の平成 30 年度からの変更に関し、平成 29 年 9 月末までに短期大学 15 校 18 専攻、高等専

門学校56校107専攻から届出があり、審査が必要となる変更事項ならびに、名古屋短期大学及び仙台高等専門学校に係る特例適用の取下げについて説明の後、機構長から学位審査会に、特例の適用認定の可否について審査が付託された。

この審査の付託を受け、審査を担当する専門委員会・部会の指定が行われ、当該専門委員会・部会に審査が付託された。

以 上